附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に船舶により輸送されている海洋汚染物質の輸送方法に関する基準については、当該輸送が終了するまでの間、この省令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。